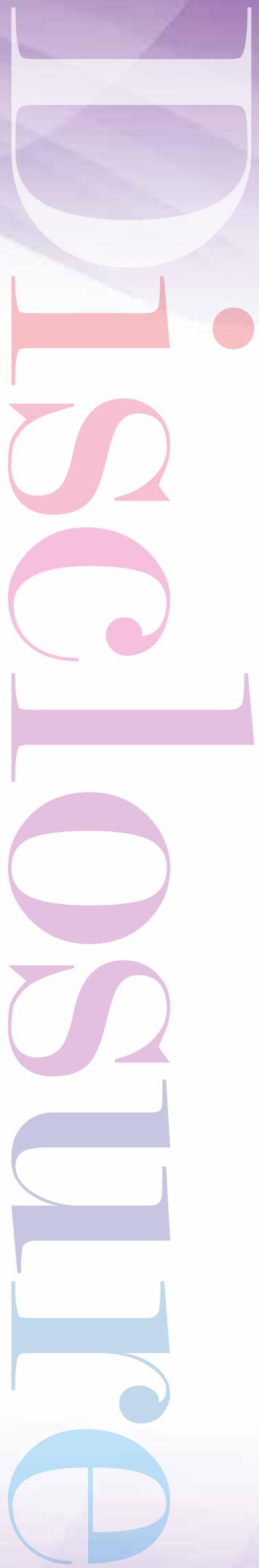
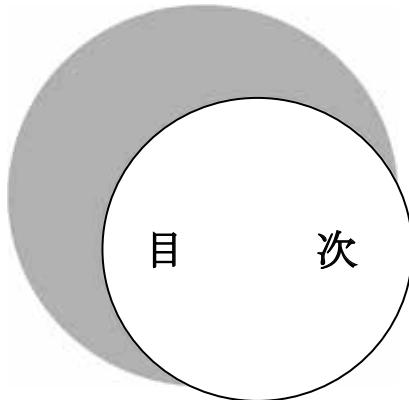


2022

ディスクロージャー誌

JA中野市の現況





I 概況及び組織

ごあいさつ	2
事業方針	3
業績	4
内部統制基本方針	5
法令遵守の体制	7
個人情報保護方針	8
金融商品の勧誘方針	10
貸出運営についての考え方	10
社会的責任への取り組み	10
J Aバンクシステム	12
リスク管理の状況	13
内部監査体制	14
金融ADR制度への対応	14
金融円滑化にかかる基本方針	16
農業振興活動	17
地域貢献情報	18
事業のご案内	20
主な手数料	24
当組合の組織	25
組合員数、組合員組織の状況	25
役員構成、職員の内訳	26
組織機構図	27
特定信用事業代理業者の状況、地区、店舗一覧、子会社	28
沿革・歩み	29
資料編	30

I 概況及び組織

ごあいさつ

平素より、私どもJA中野市をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

昨年は、春先に凍霜害による影響でプラム・和梨・りんご・もも・さくらんぼ・柿・ぶどう・さくらんぼ・シャクヤク・アスパラガスなど被害総額は1億9,200万円に上りました。また6月の降雹、8月には豪雨が発生するなど、気象災害が多い年となりました。被災された組合員の皆様には改めてお見舞い申し上げます。また、年末からの大雪により一部棚の倒壊、シカによる樹木への被害等が発生し、今後の生産活動への影響が懸念されます。JAでは雪害対策本部を設置し、迅速な被害状況把握と被害を最小限に抑えるため支援に努めてまいります。

さて、一昨年発生した新型コロナウイルス感染症はいまだ世界中に猛威を振るい、長野県内においても「まん延防止等重点措置」が発出されるなど、外食の低迷から農産物価格にも大きな影響を与える結果となりました。一方、農業を取り巻く環境は、避けては通れない農業人口の減少による農業生産基盤の弱体化など、直面する課題が次第に現実のものとなっています。また、農協改革では准組合員の事業利用制限については「組合員の判断に基づく」としたものの、今後、改革実践サイクルの構築による具体的な施策や中長期的な収支シミュレーション等の作成などが求められています。

経済事業では、園芸において生産基盤は拡大したが、度重なる気象災害により生産量は大きく減少、生産者手取りの確保・拡大に向け、積極的な予約相対取引の強化による価格確保やぶどうを中心としたECサイトの活用により価格増大に努めました。また、きのこでは、コロナ禍による業務需要の低迷・野菜が潤沢であったことなど、厳しい販売環境の中、大規模な市場流通量抑制対策やWeb広告による消費喚起に努めましたが、価格浮揚には至りませんでした。本年度は、持続可能なきのこ生産と組合員の所得増大に向け、日本一のきのこ生産供給体制を強みとした販売により計画単価を達成できるよう取り組んでまいります。

金融共済事業では、資産形成サポートプログラムの導入により、総合的な「資産形成」「資産運用」の情報提案に取り組んできました。また、担い手農業者の経営安定のため、制度資金や低利の農業設備資金の提案に努めました。今後もJAが持つ総合事業の強みを發揮し、農業振興に寄与する地域金融機関としての特徴を生かし、組合員・利用者の皆様からのニーズに対応できる金融機関として役割を果たしてまいります。

J A中野市は総合事業という強みを活かし、組合員の農業所得向上・夢のある農業を目指したJA運営を積極的にすすめてまいります。

私どもJAは、全国のJAバンクの一員として「JAバンクシステム」により地域に貢献する「便利で安心な」金融機関として、多彩な農業が活づく地域農業に挑戦し、新鮮・安全・安心な農産物の提供はもとより、農業を通じた環境保全と地域循環による豊かな地域づくりに取り組んでおります。

本「ディスクロージャー誌」は、JA中野市の事業内容や活動状況などについて皆様にご紹介し、安心してお取り引きいただけることを願い作成いたしました。

最後に、今後とも一層のご利用を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

令和4年6月

代表理事組合長

望月 隆

事業方針

経営理念

J A中野市は、地域の発展に貢献し、農業づくり、くらしづくり、J Aづくりを基本とした事業活動の実践を通じて協同の力による豊かな地域づくりをめざします。

- 農業づくり 農業の持続的発展と地域社会との共生を目指します。
- くらしづくり 事業を通じた豊かで暮らしやすい地域社会の創造に貢献します。
- J Aづくり 発展的投資と組合員還元が継続できる事業改善を展開します。

1. 農業振興事業の取り組み

- (1) 剰余金から積み立てた資金を活用し、長期的視野に立った新技術、新品種等の開発とその普及。
- (2) 被覆資材・果樹棚、高品質安定生産に向けたかん水施設、ハウス施設等への助成。
- (3) 果樹の難防除病害対策、凍害防止対策、非破壊糖度センサーの活用。
- (4) きのこ機能性エビデンスの確保、消費の創出と喚起、特別低金利の融資。
- (5) 果樹大苗養成と配布事業。
- (6) アスパラガス、トルコキキョウ等独自育苗施設による育苗と配布事業。
- (7) 菌茸類種菌の大量増殖独自施設による種菌配布事業。
- (8) オリジナル品種の育苗・種菌開発と普及事業。
- (9) 知的財産権の確保。
- (10) 知的財産権等を活かしたブランド戦略。
- (11) きゅうり生産基盤拡大に向けた施設への助成。
- (12) きのこ生産基盤強化のための冷凍機・LED更新への助成

2. 販売・生産資材事業の取り組み

- (1) 生産者・J A拠出による特別消費宣伝費の活用。
- (2) パッケージセンターの設置と機能の利活用。
- (3) 農業観光の展開。
- (4) 市内外の学校給食センターへの食材提供。
- (5) 予約購買を基本とした早取り・ロット・多面仕入れなどによる価格抑制。

3. 金融事業の取り組み

- (1) 園芸振興有利販売応援資金、産地パワーアップ事業支援設備資金、きのこ経営強化資金、カルチャー資金等の独自特別金利での融資。
- (2) 住宅ローン利用者向け「りんご果樹園オーナー制度」。
- (3) 新規組合員加入限定金利上乗せ、組合員限定「フリープラス」、年金受給者・シニア向け商品の提供。

4. 地域と農でつながる取り組み

- (1) 協同組合活動の理解促進とJ A運営への参画に資する活動に対する積極的な支援。（「組合員協同活動実施要領」による。）
- (2) 営農、農業生産、経営に関する活動、先進地視察など見識を高める活動。
- (3) 生活、健康、文化を高める活動。

5. 子会社の設立とその機能を活かした事業展開の取り組み

- (1) ジェイエイ・アップル（株）による工機・燃料・生活・会館・介護福祉・葬祭事業の展開。
- (2) 中野市農協運輸（株）による集荷・出荷配送に加え特定旅客自動車運送事業を開始しました。

業 績

事業全般の経過と成果

信用事業

信用事業は、資産形成サポートプログラムを導入し、「資産形成」「資産運用」「相続」の相談・提案に努めた結果、貯金残高885億円、前年対比99%、計画対比99%となりました。また、貸出金は農業者、農業法人の経営安定のため、制度資金や農業設備資金等の積極的な提案や、休日相談、ネットローン等の強化に取り組んだ結果、貸出金残高293億円、前年対比94%、計画対比97%となりました。



共済事業

共済事業では、訪問マナーを徹底し、組合員・利用者の信頼と期待に応えるため、「3Q訪問」や「あんしんチェック」活動を実施するとともに、次世代・未取引者を中心とした提案活動により利用者の維持拡大に取り組みました。また、利便性向上のため、ペーパーレス・キャッシュレスの定着化と共済金支払処理の迅速な対応に努めました。長期共済新契約高は139億円、計画対比69%、長期共済保有高は2,898億円、前年対比97%、計画対比98%となりました。



生産指導及び販売事業

生産販売事業は、経営形態に応じた営農指導、産地パワーアップ事業をはじめとする各種補助事業と独自の農業振興開発事業により、他産地に負けない強固な産地基盤形成に努めました。また、ネット通販モールの活用により販路拡大に取り組みました。取引先とはWEB会議を開催し、取引の円滑化と信頼関係強化に努め、取扱高は265億3千万円、前年対比91%、計画対比88%となりました。



生産購買事業

生産購買事業は、予約購買を基本とした生産資材コストの抑制に努めました。また、出向く体制の充実に向け、園芸技術員と同行訪問を実施した結果、購買品供給高は64億5千万円、前年対比99%、計画対比102%、となりました。

損益の状況

損益状況は、財務体質の健全強化に努める一方で、事業の効率的な運営に努めた結果、経常利益で8億7,766万円余を確保しました。また、当期剩余金は6億5,712万円余となりました。

組合が対処すべき重要な課題

1. 第11次長期構想・後期3カ年計画による経営基盤の確立。
2. 独自の農業振興による組合員の所得向上と持続可能な生産基盤の確立。
3. 総合事業を活かした地域金融機関としての機能強化。
4. 地域コミュニティー活動の拡大促進。
5. ペーパーレス化の促進と非対面取引の拡大。
6. JA中野市グループの内部統制・内部監査強化。

内部統制基本方針

当組合は、組合員および利用者等からの信頼を得るために、「コンプライアンス（法令等遵守）の確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築し運用します。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
 - ① 組合の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反その他法令および組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もししくは通報を行うことができる制度（ホットライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。

⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

【運用状況について】

組合の基本理念の実践として、コンプライアンス基本方針、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的に開催するコンプライアンス研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。また、自主（自店）検査、内部監査の実施、ホットライン（内部通報制度）の設置・運営により不法行為の未然防止や早期発見に努めています。更に監事による監査が実施されています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

【運用状況について】

情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくりスク管理を行う。

【運用状況について】

リスク管理基本方針（リスク管理体制）の策定や固有リスクの評価を通じて組合をとりまくりスクの把握に努めるとともに、理事会等で定期的に協議・検討を行っています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画および同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

【運用状況について】

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、人事労務基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

【運用状況について】

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 組合およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「JA中野市子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「JA中野市子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

【運用状況について】

子会社管理規程を制定し、経営計画および経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況や法令等の遵守状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っています。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時公開するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

【運用状況について】

経理規程を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積もりを行うように努めており、適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めています。

法令遵守の体制

J Aは信用事業をはじめ共済事業、購買事業、販売事業等様々な事業を行っております。その中でも信用事業は業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、当 J Aも金融機関の一員として徹底した自己規律、自助努力が要請され、合わせて業務運営の透明性を高めていくことが求められております。

このために最も重視しなければならないのは、農業協同組合法をはじめ様々な事業に関連した法令及び当 J Aが定めた定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責務と考えております。

そこで、法令及び社会的規範の遵守について代表理事組合長をはじめとした全役職員が常に自覚するとともに、職制の中で相互に法令遵守状況をチェックする体制を整えております。

コンプライアンス運営体制

1. 基本的な考え方

- (1) コンプライアンス態勢の整備を継続的に実施してその乗転化に努める。
- (2) コンプライアンスの第1次チェック（部署別チェック）態勢、第2次チェック（コンプライアンス主管部署）、第3次チェック（内部監査によるチェック）態勢の強化を通じて当 J Aのコンプライアンスの徹底を図ります。
- (3) 役職員の集合研修の実施等により、コンプライアンスの基本的事項の啓蒙、周知徹底を図ります。

2. コンプライアンス態勢

各部署のコンプライアンス担当者は、コンプライアンス統括部署（総務企画部リスク審査課）と連携し、当組合の業務運営や役職員の行動がコンプライアンスに基づき具体的に実践されるよう、コンプライアンス態勢の日常的運営に努めています。

3. 倫理憲章

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各種の事業活動を通じて、わが国農業の発展と地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っている。

また、金融機関等として、その業務の公共性から信用を維持し、貯金者等利用者の保護を確保す

るとともに、金融等の円滑化を図るため、各種事業の健全かつ適切な運営を確保するよう公共的使命を担っている。

このため、これからもこうした社会的責任と公共的使命を全うする金融機関等として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、次の事項をコンプライアンスにかかる倫理憲章とする。

(1) 社会的責任と公共的使命

J Aのもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供を通じて、その役割を十分に發揮し、組合員等利用者および地域社会の発展に寄与する。

(3) 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(4) 反社会的勢力との対決

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、社会全般からの理解と信頼の確保、利用者の声を受け止める努力を通じて真に透明性の高い、かつ健全な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。J Aの役職員は、倫理憲章およびその精神を遵守し行動の指針とともに、健全な業務運営を遂行し、質の高いサービスを提供し、もって J Aの基本的使命を果たし、経済社会の発展に貢献していく責任を負っていることを、ここに改めて銘記する。

個人情報保護方針

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

1. 中野市農業協同組合個人情報保護方針

中野市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

2. 中野市農業協同組合情報セキュリティ基本方針

中野市農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破棄、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュ

リティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

3. 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、JA中野市のホームページ
<https://www.ja-nakanoshi.iijan.or.jp/>をご覧下さい。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貸出運営についての考え方

組合員の皆様の農業振興、生活基盤の確立を中心に、地域金融機関として、地域振興に資する積極的な融資活動の展開をはかります。

法令、定款、規程の定めるところにより、貸出の五原則(安全性、収益性、成長性、公共性、流動性)を遵守し、経営の健全性を確保すべく、審査体制の充実、強化を図りながら貸出の伸張を目指します。

相談機能の充実により、多様化したニーズに的確で迅速な資金対応に努めます。より安全で信頼される融資基盤の確立を図ります。

社会的責任への取り組み

マネー・ロンダリング

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等が制定され、マネー・ロンダリング対策が拡充されたことに伴い、マネー・ロンダリング防止のため、金融機関としての社会の信頼を高めるため同法に基づいた適切な運用を図っています。

環境に優しい農業の取り組み

地域資源の有効活用によるエネルギー地域循環を目指し、きのこ使用済培地の再利用、燃料化、堆肥化等、バイオマス資源利活用の研究に取り組んでいます。また、農業用廃プラ・廃資材等の回収を実施するとともに、環境保全型農業を推進するため、省エネルギー対策、品目別栽培グループを中心にエコファーマー認定取得に取り組んでいます。

事業継続基本計画

社会的信用の上に成り立つ金融機関として、何らかの緊急事態に陥った際に、業務の公共性に鑑み、緊急事態においても「一定水準の業務の継続性の確保」という社会的要請に応えるため、事業継続基本計画を策定しております。

農業体験の受入れ

食農教育の一環として、生協組合員に対する学習会や県内小中学生の職場見学・体験学習等の受入れをはじめ、県外高校生、大学生の農業体験・食農講演の実施など幅広く学校教育に協力し、都市と農村との交流に積極的に取り組んでいます。



農産物夜間パトロール



J A若手職員による農業実地研修

J A バンク基本方針に基づく「J A バンクシステム」

当 J A の貯金は、 J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「J A バンクシステムの仕組み」

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、 J A バンク会員（ J A ・信連・農林中金）総意のもと「 J A バンク基本方針」に基づき、 J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「 J A バンクシステム」といいます。

「 J A バンクシステム」は、 J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、 J A バンクの健全性を確保し、 J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の中JAが拠出した「 J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、 J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預貯金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2021年3月末現在で4,522億円となっています。

リスク管理の状況

リスク管理体制

[リスク管理方針]

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「経営リスク管理規程」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この規程に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件について理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク審査課を設置し融資課・各店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4. オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。長野県JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA長野県情報システム障害対応マニュアル」を策定しています。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・各センターすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

①信用事業

- ・本所金融共済部 電話：0269-22-4192
- ・金融店本所 電話：0269-22-3148
- ・金融サテライト店 電話：0269-23-2285

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

- ・JAバンク相談・苦情等受付窓口
電話：0269-22-4192 電子メール：n-sikin@nkn.nn-ja.or.jp
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

また、長野県農業協同組合中央会が設置・運営する長野県JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

- ・長野県JAバンク相談所 電話：026-236-2009

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

②共済事業

- ・本所共済課 電話：0269-23-3950
- ・金融店本所 電話：0269-38-0745

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

ご利用の皆さまからの相談・苦情について は、まず当組合がお受けいたします。なお、JA共済相談受付センターでは、相談・苦情のほか、JA共済全般に関するお問い合わせも電話で受け付けております。

- ・JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）電話（フリーダイヤル）：0120-536-093
受付時間：午前9時～午後6時（月～金曜日）、午前9時～午後5時（土曜日）
(日曜日・祝日および12月29日から1月3日を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

- 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

- (一社) 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
 - (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>
 - (公財) 日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>
 - (公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jestad.or.jp/>
- 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただけ
か、①の窓口にお問い合わせ下さい。

金融円滑化にかかる基本方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向か、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは、お客様からの貸付条件の変更等の相談・申込みにかかる検討にあたっては、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当常勤理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

農業振興活動

農業関係の継続的な取り組み

1. 組合員ニーズへの対応によるJAへの集結と持続可能な生産基盤強化

- (1)補助事業等の活用や担い手の育成・支援による農業生産基盤の強化
- (2)経営改善の指導・支援の強化
- (3)生産力向上に向けた新技術・新品種・スマート農業などの開発・普及
- (4)営農指導と情報発信の強化
- (5)雇用労働力の安定的確保

2. 所得増大につながる販売力の強化

- (1)営農活動による販売力の強化
- (2)選ばれる産地・求められる商品づくり
- (3)EC対応強化と農産物加工品の開発
- (4)生産動向からみた施設の有効活用と流通コストの低減

3. 所得増大につながる資材コストの低減

- (1)予約購買を基本とした資材コストの低減
- (2)資材店舗の充実
- (3)きのこ使用済み培地の有効活用



ぶどうの大苗定植作業

地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

当JAは、「農業づくり、くらしづくり、JAづくりを基本とした事業活動の実践を通じて協同の力による豊かな地域づくりをめざします」という経営理念のもと、農業者を始め、地域の皆さんに利用される総合事業体として、営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、メインバンク機能の発揮に積極的に取り組んでおり、資金ニーズの把握に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農センターに営農指導員を配置するとともに、各関係機関とも連携して、農業者の農業技術・生産向上に向けた相談に応えています。

また、融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じができるよう、日々研鑽しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

農業者の多様なニーズに応えていくため、融資部門と営農部門が連携し、各種プロパー資金や農業近代化資金、日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

後継者育成支援や、直売所・インショップ生産者への生産支援等を充実させ、多様な担い手の育成に取り組み、それぞれの資金需要に応じ、経営と生活をサポートしています。

- (5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給手法の取り組み
農業融資については、各関係機関と連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、アグリマティーローン、農機ハウスローン、農業近代化資金等それぞれの農業者に適した資金提案を行っています。
- (6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した、持続可能な農山漁村等地域への貢献
地元密着による組合経営、農産物直売所の運営を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

地域貢献情報

当組合は、中野市（旧豊田村地区を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、組合員の営農と生活を守るというJA本来の責任と併せて、食料の安全性・安定供給の確保、環境保全、地域社会への貢献という社会的責任を実現するための活動を展開しています。また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

地域からの資金調達の状況

地域の皆様からお預かりした貯金・積金の残高は、今年度末において885億円となっております。当組合は、県下統一商品のほか、オリジナル商品を開発し、皆様からお預かりする資金について、金利面や特典によって皆様にご満足いただけるよう心がけております。

地域への資金供給の状況

地域の皆様への貸出金残高は、今年度末において293億円となっております。この内訳は組合員等への資金供給をはじめ、地方公共団体等への資金供給によるものです。

地域農業者等の資金ニーズに合わせ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度資金や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆様の生活の向上に貢献できるよう努力しております。



「果樹オーナー収穫祭」

文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。

また、年金受給者を対象に「四つ葉会」を組織し、旅行、ゲートボール、マレットゴルフ大会等を開催するなど、地域の皆様とのつながりに役立てるような活動を行っております。今後も引き続き、地域の皆様に貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心がけ、更には各種機能充実を図ることにより、より一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

次代を担う子供たちに食糧の大切さを認識してもらうため、市内小学生を対象に「食農教育」に取り組んでいます。



園児ぶどう収穫体験（JAぶどう部会）



食農体験授業（JA青年部）

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J A グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないよう、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

ホームページのご案内

J A 中野市ホームページでは、農産物紹介、簡単クッキングなど多彩な情報を提供しております。

<https://www.ja-nakanoshii.iijan.or.jp/>

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAグループの金融「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

《主な貯金》

貯金の種類	特　　色	期　　間	お預入金額
総合口座	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。お預けいただいた定期貯金の90%、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	普通貯金、定期貯金のお預け入れ金額によります。
普通貯金	おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1円以上
決済用貯金	いつでも出し入れでき、公共料金等の自動支払い口座、各種のお受取口座として利用できます。貯金保険制度により全額保護され、金利は無利息となります。	期間の制限はありません。	1円以上
期日指定定期貯金	自由金利で1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
定期貯金	大口定期貯金		1,000万円以上
	スーパー定期300	6ヶ月以上10年以下	300万円以上
	スーパー定期		1円以上
	変動金利定期貯金	2・3年	1円以上
積立貯金	定期積金	6ヶ月以上5年以下	1,000円以上
	積立式定期貯金(エンドレス型)	期間の制限はありません。	1円以上
	積立式定期貯金(満期型)	(積立期間) 6ヶ月以上10年以内 (据置期間) 1ヶ月以上3年以内	1円以上

貯金の種類	特色	期間	お預入金額
財形貯金	一般財形貯金 お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・賞与から天引による積立となります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金 退職後の生活に備えての資金づくりに最適です。 財形専用の金利が適用され、また、財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金 マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
当座貯金	安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
貯蓄貯金	1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層ごとに利率を適用します。	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金	1週間以上の短期のお預入れにご利用いただけます。	期間の制限はありません。 (ただし、7日間の据置期間が必要です)	50,000円以上
納税準備貯金	税金の納付に備えるための貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
譲渡性貯金（NCD）	大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上5年未満	1,000万円以上

▶ 貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また地方公共団体、農林関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取り次ぎも行っております。

《主な取り扱いローン》

住宅関連ローン

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証人
住宅ローン	変動金利型 住宅の新築、増改築、住宅または土地の購入資金としてご利用いただけます。	1億円以内	40年以内	元金均等返済 もしくは 元利均等返済 [ボーナス時の 増額返済も可]	担保：土地・建物 保証人：原則必要ありません。 農業信用基金協会・ 協同住宅ローン（株） が保証します。
	固定金利選択型 (3・5・10・15・20年)				
	固定金利型 また、他金融機関から当組合住宅ローンへのお借り換えもできます。				
リフォームローン	住宅の増改築・修理・内外装・造園・門・塀などの建築資金をご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 [ボーナス時の 増額返済も可]	担保：必要ありません。 保証人：原則必要ありません。 農業信用基金協会・ 保証会社が保証します。

《主な取り扱いローン》 その他のローン

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証人
教育ローン	入学金・授業料・学費及び生活資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内 据置期間含む。(在学期間+9年内)	元利均等返済 [ボーナス時の増額返済も可]	担保:必要ありません。 保証人:原則必要ありません。 農業信用基金協会・ 保証会社が保証します。
マイカーローン	車の購入はもちろん車検・ガレージ・免許証の取得など車のことなら何でもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内		
J A カードローン 員外カードローン	生活に必要な資金にご利用いただけます。(負債整理資金・事業資金は除きます。)	50万円以内	1年又は2年ごとの自動更新	毎月1万円以上の定額返済	担保:必要ありません。 保証人:原則必要ありません。 農業信用基金協会・保証会社が保証します。
員外カーローン	自動車に関するすべての資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	元利均等返済 [ボーナス時の増額返済も可]	担保:必要ありません。 保証人:原則必要ありません。 保証会社が保証します。
員外フリーローン	生活向上に関するすべての資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内		

JA住宅ローン

「住宅王」

固定金利選択型住宅ローンを中心に、最長40年の長期に渡ってご融資いたします。
他金融機関の住宅ローンのお借り換えにもご利用いただけますので、お気軽にご相談下さい。

金融サテライト店において、土曜日・日曜日も各種ローンに関するお問い合わせ、お申し込みを受け付けております。平日は午前9時から午後6時まで、土曜日曜は午前9時から午後5時まで営業しております（土日を除く祝日は休業させていただきます）。

J A ローンは中野市内（旧豊田村地区を除く）にご住所または勤務先のある方であればどなたでもご利用いただけます。

▶ 為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取り立てが安全・迅速・確実にできる内国為替をお取り扱いしています。

▶ 国債窓口販売・投信窓口販売

国債の窓口販売・投信窓口販売の取り扱いをしています。

▶ サービス・その他

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動送金サービス、口座振替サービス、JAネットバンクサービスなどをお取扱いしています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス、お買い物・ご旅行に便利なJAカード、デビットカードサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

共済事業

組合員はもちろん地域住民の皆様のひと・いえ・くるま・暮らしのすべてにわたる保障を行っております。「生命」から「損害」までカバーするJA共済の圧倒的保障力と豊富な経験を生かして、当JAは確かな保障を提案しております。

経済事業

組合員が作った新鮮で安心安全な農産物を、農家にかわり消費者に届ける「販売事業」。組合員の営農に必要な資材や生活に必要な物資を組合員に届ける「購買事業」。この2つの事業を「JAの経済事業」といいます。

当JAの販売事業では、農業生産基盤の強化を図りながら、農産物総合供給産地の確立にも努めています。また、購買事業では、予約購買を基本とした早取り・ロット・他面仕入れなどにより価格抑制に努め、良質な資材を安定的に供給しております。

主な手数料

※ 各手数料にはいずれも消費税、地方消費税を含んでおります。

為替手数料（1件又は1通につき）					
種類		当JA及び県内JA宛	県外JA宛	他行宛	
振込	3万円未満	当JA宛 無料	電信扱 窓口利用 550円 (自動送金利用) 550円 (ATM利用) 110円 (ネットバンク) 110円	550円 550円 440円 220円	
		窓口利用 220円	文書扱 440円	550円	
		(自動送金利用) 220円			
		(ATM利用) 110円			
		(ネットバンク) 110円			
	3万円以上	当JA宛 無料	電信扱 窓口利用 770円 (自動送金利用) 770円 (ATM利用) 330円 (ネットバンク) 220円	770円 770円 660円 440円	
		窓口利用 440円	文書扱 660円	770円	
		(自動送金利用) 440円			
		(ATM利用) 330円			
		(ネットバンク) 220円			
送金		440円		660円 660円	
代金取立		当JA宛 無料	至急扱 880円	880円	
		県内JA宛 440円	普通扱 660円	660円	
ATM利用手数料					
		県内JAキャッシュカードによるお引出し	県外JAキャッシュカードによるお引出し	提携金融機関カードによるお引出し ※1	
平日	9:00~18:00	無料	無料	110円	
	18:00~21:00	無料	無料	220円	
土曜日・日曜日・祝日	9:00~17:00	無料	無料	220円	
	17:00~19:00	無料	—	—	
その他諸手数料					
小切手帳		1冊(50枚) 署名鑑印刷	(無) 660円 (有) 770円		
手形帳(約手)		1冊(25枚) 署名鑑印刷	(無) 440円 (有) 495円		
通帳・証書等再発行手数料		1件につき		220円	
自己宛小切手発行手数料		1枚につき		550円	
残高証明書発行手数料		1通につき	自動発行220円 都度発行440円		
国債保護預り手数料		月額		無料	
自動送金サービス	申込手数料	1申込あたり		110円	
	取扱手数料	1回あたり	振込先別・金額別に	手数料がかかります。	

※1 ご利用になる金融機関によって手数料が異なる場合があります。

当組合の組織

組合員数

(単位：人、団体)

	令和2年度	令和3年度	増減
正組合員	4,007	3,916	△91
個人	(3,902)	(3,805)	(△97)
法人	(105)	(111)	(6)
准組合員	3,796	3,797	1
個人	(3,764)	(3,769)	(5)
法人その他	(32)	(28)	(△4)
合計	7,803	7,713	△90

組合員組織の状況（令和4年2月末）

(単位：人)

組織名	代表者氏名	構成員数	組織名	代表者氏名	構成員数
農家組合		2,108	プラム部会	武田 茂蔵	117
総代会運営委員会	平林 春男	27	キウイフルーツ研究会	宮嶋 寛和	21
青年部	矢岡 太一	105	柿研究会	風間 澄博	26
女性部	涌田 恵美子	96	アスパラガス部会	監物 穂高	91
農政協議会	望月 隆	2,709	きゅうり部会	依田 伸二	47
えのき茸部会	浅沼 正勝	82	シャクヤク部会	堀内 豪	115
ぶなしめじ部会	原 臣吾	42	花き研究会	長島 雄一	99
なめこ部会	和田 慎二	9	南部水稻生産組合	中村 司	146
りんご・もも部会	丸山 清憲	564	採種組合	小菅 健	14
ぶどう部会	田中 大士	529	畜産部会	山田 貞文	3
サクランボ部会	市川 和仁	46	いきがい農業者の会	山岸 正男	110
ナシ部会	町田 宏昭	96			

当JAの組合員組織を記載しています。

役員構成（役員一覧） [令和4年2月末]

区分			氏名	備考
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無		
代表理事組合長	常勤	有	望月 隆	中央会理事 各連合会、経営管理委員又は運営委員
代表理事副組合長	常勤	有	島田 忠美	総合企画本部長
常務理事	常勤	無	清水 稔	実務精通者・金融事業本部長
常務理事	常勤	無	佐々木 真	実務精通者・経済事業本部長
理事	非常勤	無	小林 豊	総務企画専門委員長・経済専門委員
理事	非常勤	無	永沢 泉	金融専門委員長・総務企画専門委員
理事	非常勤	無	高橋 幸司	経済専門委員長・総務企画専門委員
理事	非常勤	無	小林 千枝	金融専門委員
理事	非常勤	無	土屋 金治	経済専門副委員長・総務企画専門委員
理事	非常勤	無	郷道 和弘	金融専門副委員長・総務企画専門委員
理事	非常勤	無	佐藤 晴夫	経済専門委員
理事	非常勤	無	長島 輝宜	総務企画専門副委員長・金融専門委員
理事	非常勤	無	小林 秀子	経済専門委員
理事	非常勤	無	春原 良吉	経済専門委員
理事	非常勤	無	松島 栄太郎	総務企画専門委員・経済専門委員
理事	非常勤	無	鈴木 一成	金融専門委員
理事	非常勤	無	篠原 浩一	金融専門委員
理事	非常勤	無	阿部 和夫	総務企画専門委員・経済専門委員
理事	非常勤	無	綿貫 和弘	金融専門委員
理事	非常勤	無	土屋 雅彦	金融専門委員
理事	非常勤	無	江口 栄光	総務企画専門委員・経済専門委員
理事	非常勤	無	永沢 美代子	経済専門委員
理事	非常勤	無	小林 辰雄	経済専門委員
代表監事	非常勤	無	土屋 博	
代表監事代理	非常勤	無	篠原 一人	
常勤監事	常勤	無	山田 ひろ美	実務精通者
員外監事	非常勤	無	宮澤 丈利	
監事	非常勤	無	浅沼 豊	

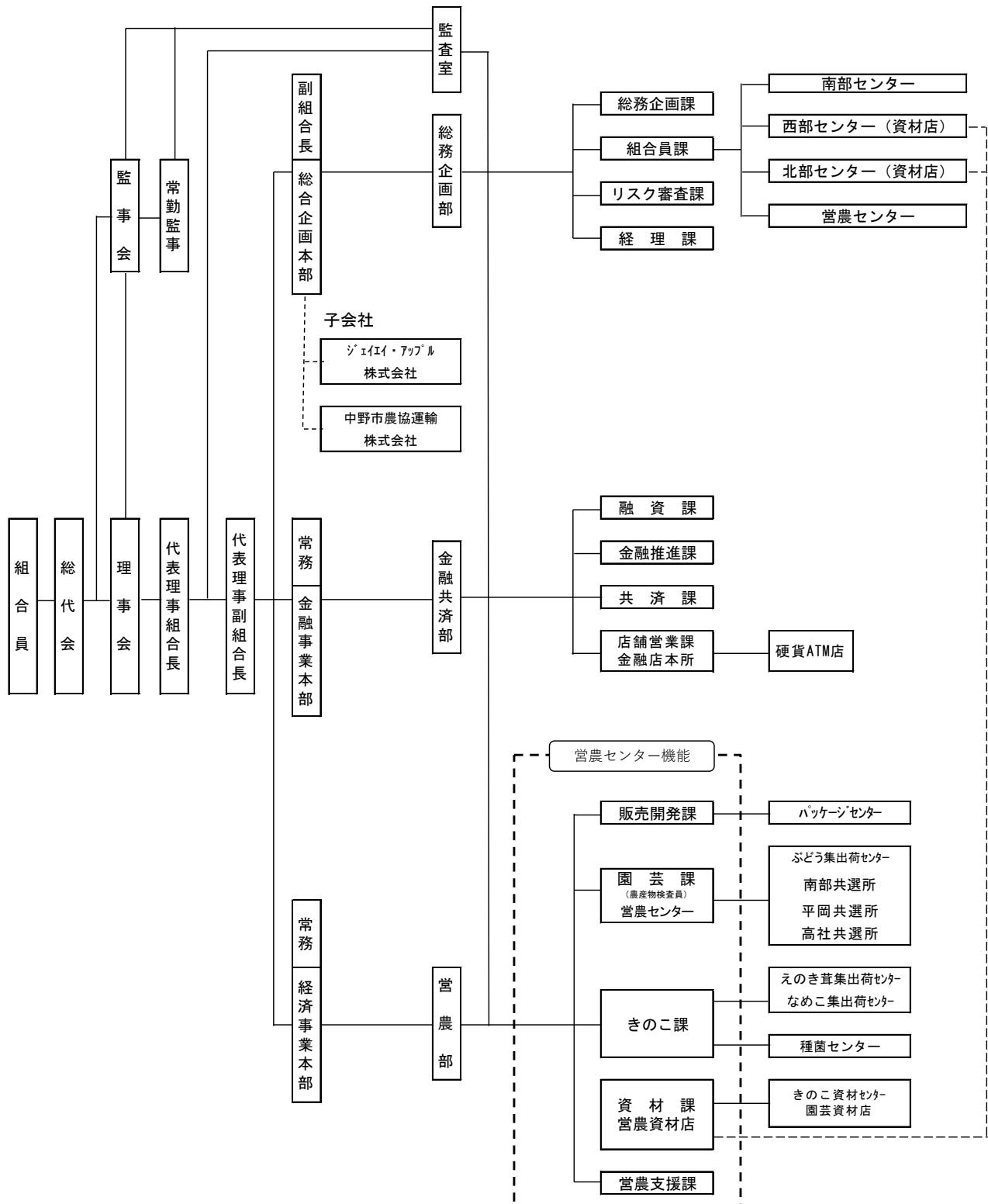
職員の内訳

(単位：人)

区分	令和2年度末			令和3年度末		
	男	女	計	男	女	計
参考事	0	0	0	0	0	0
一般職員	103	37	140	95	35	130
営農指導員	25	2	27	26	1	27
生活指導員	0	0	0	0	0	0
出向・派遣	7	0	7	9	1	10
合計	135	39	174	130	37	167
契約職員	60	76	136	59	65	124

組 織 機 構 図

令和4年4月1日現在



特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

地 区(当組合の営業地区)

中野市の全域（旧豊田村地区を除く）

店舗一覧

名 称	所在地	電 話	F A X	A T M設置台数
本所	中野市三好町1-2-8	22-4191	22-7883	2台
金融店本所	中野市三好町1-2-8	22-3148	23-2181	2台
南部センター	中野市大字三ツ和1031-1	22-3702	23-2183	1台
西部センター	中野市大字江部1372-8	22-3131	23-2184	1台
北部センター	中野市大字越1139	22-2745	23-2188	1台
サテライト店	中野市大字吉田字森下902-1	23-2285	26-1189	1台
営農センター	中野市大字金井53-1	22-5373	23-2187	1台
営農資材店	中野市大字吉田593-2	22-4312	26-0258	
種菌センター	中野市大字中野162-1	26-0370	22-4613	
アップルシティーなかの	中野市大字吉田519	26-1122	23-0120	1台
車輛機械化センター	中野市吉田897-1	22-4531	22-8119	
J A 虹のホールしゃぼん玉館	中野市吉田107-1	26-1122	23-0120	
J A 虹のホールしゃぼん玉館別館	中野市吉田527-2	26-1122	23-0120	
農産物産館	中野市草間1543-5	23-5595	23-5599	

上記のほかに、右記の施設内に
A T Mが設置しております。

名 称	A T M設置台数
日野ブース	1台
高丘スタンド	1台
長丘スタンド	1台
倭ブース	1台
中野市役所	1台
北信総合病院	1台

子 会 社

会社名	所在地	事業内容	設立年月日	資本金 (千円)	出資比率 (%)
ジエイ・アップル 株式会社	中野市大字吉田519	生活・燃料及び工機事業	平成11年6月 1 日	48,000	100
中野市農協運輸 株式会社	本社 中野市三好町1-2-8 営業所 中野市大字新井317	一般貨物自動車運送業 貨物軽自動車運送事業 貨物利用運送事業 特定旅客自動車運送事業	昭和56年8月13日	31,000	100

沿革・歩み

年月日	できごと	年月日	できごと
昭和39. 4. 1	市内9農協合併 中野市農協誕生	11. 7. 1	ジェイエイ・アップル株式会社オープン
40. 4. 5	第1回通常総代会	12. 4. 3	訪問入浴事業開始
11. 1	アップルちゃん商標登録	13. 2. 13	果樹ハウスリース事業竣工
46. 3. 29	農協本館落成	15. 4. 22	北部セルフスタンドオープン
47. 4. 1	車輌機械化センター 車検業務開始	5. 12	きのこ残渣置場竣工
51. 3. 5	全国優良農協表彰受賞	9. 26	デイサービスセンター遊湯竣工
52. 9. 19	えのき茸集出荷センター竣工	17. 7. 1	工機事業 ジェイエイ・アップル(株)へ業務移管
56. 6. 10	県内ネットサービス開始	18. 4. 1	ローンセンター開設
57. 7. 12	資材集中配送センター稼動	5. 8	J A S T E Mシステムへ移行
7. 28	ぶどう集出荷センター竣工	20. 8. 11	液体種菌供給開始
11. 12	なめこ集出荷センター竣工	10. 9	いきがい農業者の会 農林水産大臣賞受賞
58. 7. 1	中野市農協運輸(株)開所	21. 6. 2	JA中野市合併45周年記念式典
61. 3. 12	ぶどう部会日本農業賞受賞	22. 7. 1	農業電子図書館稼働
4. 17	種菌センター竣工	23. 10. 24	新金融店舗体制スタート
62. 10. 20	総合生活センター竣工 「アップルシティーなかの」	24. 9. 6	総合農産物直売所「信州中野いきいき館」竣工
63. 10. 19	農産加工センター竣工	10. 4	ローン不動産センター竣工
12. 28	オガコ置場竣工	25. 7. 25	えのき氷を中心とした機能性ヒト試験開始
平成2. 2. 16	農協青年部活動実績発表全国大会最優秀賞(農林水産大臣賞)	26. 6. 6	JA中野市合併50周年記念式典
3. 2. 21	えのき茸「中野JA」品種登録	27. 7. 10	南部・平岡共選所選果機導入工事竣工
12. 2	燃料流通基地使用開始	8. 26	えのき氷機能性に関する共同研究成果発表
4. 2. 3	車輌機械化センター 吉田へ移転	28. 11. 01	女性部20周年記念大会
6. 3. 4	特別優良JA表彰受賞	29. 1. 31	JA中野市ぶどう部会「第46回日本農業賞集団組織の部」大賞
6. 10	きのこ資材センター竣工	11. 23	JA中野市ぶどう部会「内閣総理大臣賞」受賞
7. 11. 6	助け合いネットワーク 「アップルケアーズ」設立	30. 7. 12	きのこ生産者 JGAP団体認証取得
8. 4. 20	農産物産館「オランチエ」オープン	令和1. 11. 22	JA虹のホールしゃぼん玉館別館竣工
10. 1	葬祭事業「アシル」スタート	2. 4. 17	営農資材店リニューアルオープン
9. 4. 9	営農センター竣工	3. 7. 30	シャトレーゼ信州中野店オープン
10. 4. 23	新役員執行体制、事業本部制導入		